



中小企業家同友会全国協議会
経営労働委員長

木書七

4万6000社の中小企業が加盟している。シニアの労働者が増える中、定年後に再雇用した労働者の賃金をカットせず、同じ待遇を維持する企業もある。定年前と同じように働いてもらっている労働者への待遇をどうするかは、どの企業にとっても経営上の大きなテーマとなっている。

今回、最高裁が再雇用労働者へ

の資金力ツトを認めたことは、企業の事情に応じた弾力的な適用が認められたという点で意味がある。中小企業の中には、人件費の急激な増大で経営が傾くところもあるからだ。

一方最高裁判所は、正規社員の非正規社員の待遇について、それとの働き方の実態に照らして各種手当などを払うかどうかを検討し、不合理な差をつけてはならない、とも示した。食事手当や出張旅費など支給基準が明らかな手当は公平に支給するべきだ。判決を機に、こうした考えは一般的なものになるだろう。

雇用側の負担増 対策を

はやし・てつや 従業員7人の介護
関連会社「香川県ケアマネジメントセ
ンター」社長。社会保険労務士の資格
も持つ。61歳。

シニアに任せせる方が育成の手間が
省けて効率的かもしれないが、将
來的には世代の空洞化が生じる。
技術の継承がストップすれば「も
のづくり日本」の屋台骨が揺らぎ
かねない。

政府には、非正規社員の待遇を
改善した企業に社会保険料の减免
措置を講じるなど、企業側の負担
を減らす仕組みを作つてほしい。
また、今回の最高裁の考え方によれば、正社員と非正規社員で待
遇の差をつける場合には、合理的な
な説明が必要になる。企業は労働
者から求められれば、「なぜ」の
差をつけたのか」を説明するべき
だろう。

中小企業では、少ない人數で全
員が「多能工」的に働いているケ
ースも多い。医師や保育士といっ
た公的資格のような明確な物差し
がない中で、待遇の差をどのように
説明し、労働者に納得してもら
えるかは今後の課題となる。

歐米では、特定の技能を持つた
経験者を必要に応じて採用する
「転職型」の雇用が定着している。
しかし、日本では、新卒を採用し
て様々な仕事を通じて知識や技術
を習得させ、管理職に登用する一
という手法で従業員を育ててき
だ。

こうした状況を踏まえると、た
とえば「総合的な能力の高さ」や
「経験の豊富さ」といった理由で
待遇差を設けることも、「合理的」
と言えるのではないか。日本型の
雇用は労働者にとっても安定して
働くことができるというメリット
もある。単純な成果主義に陥らな
いよう、議論を深めていかなければ
はならない。